

特定非営利活動法人みんなの架け橋 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所の種類 及び事業所番号	居宅介護・重度訪問介護 0210100319 行動援護 0210100319 同行援護 0210100319
事業所の名称	特定非営利活動法人みんなの架け橋
事業所の所在地	青森市虹ヶ丘1丁目7番地12
電話番号	017-752-1630
サービスを提供 できる地域	青森市

* 上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

2. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	8:30～17:30
休日	日曜日・祝日、8月13日～8月15日、12月31日～1月3日

* ただし、電話等により24時間常時連絡が可能となっております。

3. 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者	介護福祉士	1名			1名	介護従事者及び業務の管理
サービス提供責任者	介護福祉士	1名		管理者	1名	利用調整・技術指導 入浴・排せつ・食事等の生活全般にわたる援助
従業者	介護福祉士 実務者研修修了者 准看護師 介護職員初任者研修 ヘルパー2級	1名 1名 2名 3名	2名 1名 2名 2名		14名	入浴・排せつ・食事等の生活全般にわたる援助

4. 当事業所が提供するサービス内容

(1) <サービス内容>

【居宅介護・重度訪問介護】

- ① 身体介護(ご家庭に訪問し、入浴や排せつ、食事などの介助をします。)
 - 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭(体を拭く)や洗髪などを行います。
 - 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
 - 食事介助…食事の介助を行います。
 - 衣服の着脱介助…衣服の着脱介助を行います。
 - 通院介助…病院の付き添いを行います。
 - その他必要な身体介護を行います。
- ② 家事援助(ご家庭に訪問し、調理・洗濯・掃除などの生活の援助を行います。)
 - 調理…利用者の食事の用意を行います。
 - 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
 - 掃除…利用者の使用している場所の掃除や整理整頓を行います。
 - 買物…利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。
- ③ 通院等乗降介助(病院の送り迎えを行います。)

- ④ 重度訪問介護(身体介護や家事援助、見守りなど生活全般を支援します。)
 (脳性マヒなどの全身性障害がある方などの日常生活全般に常時の支援を要する方を対象としたサービスです。)
 身体介護、家事援助、見守り等を行います。具体的な内容は、身体介護、家事援助と同様です。

【同行援護】

- ① 障害者(視覚障害区分2以上)の移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)を行います。
 ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護を行います。
 ③ 排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

【行動援護】

- ① 障害者(区分3以上であって知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者)が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

(2) サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額と言います。)なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

■ 料金表

サービスの種類時間等		利用料	利用者負担額
身体介護	30分未満	2,560 円	256 円
	30分以上1時間未満	4,040 円	404 円
	1時間以上1時間30分未満	5,870 円	587 円
	1時間30分以上2時間未満	6,690 円	669 円
	2時間以上2時間30分未満	7,540 円	754 円
	2時間30分以上3時間未満	8,370 円	837 円
	3時間以上	9,210円に30分増すごとに 830円加算	921円に30分増すごとに 83円加算
家事援助	30分未満	1,060 円	106 円
	30分以上45分未満	1,530 円	153 円
	45分以上1時間未満	1,970 円	197 円
	1時間以上1時間15分未満	2,390 円	239 円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750 円	275 円
	1時間30分以上	3,110円に15分増すごとに 350円加算	311円に15分増すごとに 35円加算
身体介護を伴う場合	30分未満	2,560 円	256 円
	30分以上1時間未満	4,040 円	404 円
	1時間以上1時間30分未満	5,870 円	587 円
	1時間30分以上2時間未満	6,690 円	669 円
	2時間以上2時間30分未満	7,540 円	754 円
	2時間30分以上3時間未満	8,370 円	837 円
	3時間以上30分増すごとに加算	9,210円に30分増すごとに 830円加算	921円に30分増すごとに 83円加算
わざわざ介助	30分未満	1,060 円	106 円
	30分以上1時間未満	1,970 円	197 円
	1時間以上1時間30分未満	2,750 円	275 円
	1時間30分以上	3,450円に30分増すごとに 690円加算	345円に30分増すごとに 69円加算

同行援護	30分未満	1,910 円	191 円
	30分以上1時間未満	3,020 円	302 円
	1時間以上1時間30分未満	4,360 円	436 円
	1時間30分以上2時間未満	5,010 円	501 円
	2時間以上2時間30分未満	5,660 円	566 円
	2時間30分以上3時間未満	6,320 円	632 円
	3時間以上	6,970円に30分増すごとに 660円加算	697円に30分増すごとに 66円加算
重度訪問介護	1時間未満	1,860 円	186 円
	1時間以上1時間30分未満	2,770 円	277 円
	1時間30分以上2時間未満	3,690 円	369 円
	2時間以上2時間30分未満	4,610 円	461 円
	2時間30分以上3時間未満	5,530 円	553 円
	3時間以上3時間30分未満	6,440 円	644 円
	3時間30分以上4時間未満	7,360 円	736 円
	4時間以上8時間未満	8,210円に30分を増すごと に850円を加算	821円に30分を増すごと に85円を加算
	8時間以上12時間未満	15,050円に30分を増すご とに850円を加算	1,505円に30分を増すごと に85円を加算
	12時間以上16時間未満	21,840円に30分を増すご とに810円を加算	2,184円に30分を増すごと に81円を加算
	16時間以上20時間未満	28,340円に30分を増すご とに860円を加算	2,834円に30分を増すごと に86円を加算
	20時間以上24時間未満	35,200円に30分を増すご とに800円を加算	3,520円に30分を増すごと に80円を加算
重度訪問介護 の障害者 に病院 提供し た場合 又は入 所	1時間未満	1,860 円	186 円
	1時間以上1時間30分未満	2,770 円	277 円
	1時間30分以上2時間未満	3,690 円	369 円
	2時間以上2時間30分未満	4,610 円	461 円
	2時間30分以上3時間未満	5,530 円	553 円
	3時間以上3時間30分未満	6,440 円	644 円
	3時間30分以上4時間未満	7,360 円	736 円
	4時間以上8時間未満	8,210円に30分を増すごと に850円を加算	821円に30分を増すごと に85円を加算
	8時間以上12時間未満	15,050円に30分を増すご とに850円を加算	1,505円に30分を増すごと に85円を加算
	12時間以上16時間未満	21,840円に30分を増すご とに810円を加算	2,184円に30分を増すごと に81円を加算
	16時間以上20時間未満	28,340円に30分を増すご とに860円を加算	2,834円に30分を増すごと に86円を加算
	20時間以上24時間未満	35,200円に30分を増すご とに800円を加算	3,520円に30分を増すごと に80円を加算

行動援護	30分未満	2,880 円	288 円
	30分以上1時間未満	4,370 円	437 円
	1時間以上1時間30分未満	6,190 円	619 円
	1時間30分以上2時間未満	7,620 円	762 円
	2時間以上2時間30分未満	9,050 円	905 円
	2時間30分以上3時間未満	10,470 円	1,047 円
	3時間以上3時間30分未満	11,910 円	1,191 円
	3時間30分以上4時間未満	13,340 円	1,334 円
	4時間以上4時間30分未満	14,790 円	1,479 円
	4時間30分以上5時間未満	16,230 円	1,623 円
	5時間以上5時間30分未満	17,640 円	1,764 円
	5時間30分以上6時間未満	19,040 円	1,904 円
	6時間以上6時間30分未満	20,460 円	2,046 円
	6時間30分以上7時間未満	21,920 円	2,192 円
	7時間以上7時間30分未満	23,400 円	2,340 円
	7時間30分以上	24,850 円	2,485 円
内容			
初回加算	利用料 2000円	利用者負担額 200円	初回

※福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰとして毎月1割負担合計額に以下が加算となります。

居宅介護40.2%、重度訪問介護32.8%、同行援護40.2%、行動援護36.7%（それぞれ1月につき）

※特別地域加算として毎月1割負担合計額に15%加算となります。

＜2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合＞

1人のホームヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のホームヘルパーによりサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

＜利用者負担額の上限等について＞

介護給付費対象のサービス利用者負担額は、市町村が上限を定めています。そのためこれらのサービスのご利用状況により、当事業所への月々の利用額は変わることがあります。

＜償還払い＞

介護給付費額を事業者が代理受領を行わない場合は、介護給付費の全額をお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

(3)その他

① 利用者の住まいでの、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

② 事業の実施地域である青森市以外において、指定居宅介護等を行う場合、それに要した交通費は次のとおり、利用者のご負担となります。

公共交通機関・タクシーを利用	実費
自動車を利用	片道5キロメートル未満 0円 片道5キロメートル以上につき 5キロメートルごとに100円

③ 料金の支払い方法

請求書は、利用明細書を添えて利用月の翌月15日までにご利用者あてにお届けいたしますので、当該月の末日までに現金にてお支払ください。お支払いただきますと、必ず領収書をお渡しいたしますので必ず保管をお願いいたします。

④ キャンセル料

キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセル通知の時間によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	12時間前までのご連絡の場合	1提供あたりの料金の50%を請求いたします。
	12時間前までにご連絡のない場合	1提供あたりの料金の100%を請求いたします。

* 但し、ご利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話等でお申し込みください。

(2) サービス終了

- ① 利用者のご都合によりサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までお申し出ください。
- ② 当事業所のやむを得ない都合により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、1ヵ月前までに文書にて通知します。

6. 苦情等の受付

当事業所以外に青森市及び青森県国民健康保険団体連合会等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

① 当事業所苦情窓口

017-752-1630

苦情窓口に関する責任者	長崎 舞
受付時間	月曜～土曜 8:30～17:30
電話番号	017-752-1630

② 青森市障がい者支援課

017-734-5327

③ 青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会)

017-734-1336

④ 青森県社会福祉協議会(青森県運営適正化委員会)

017-731-3039

7. 虐待の防止等について

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	長崎 舞
受付時間	月曜～土曜 8:30～17:30
電話番号	017-752-1630

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情受付窓口を整備しています。

責任者:長崎 舞

受付時間:月曜～土曜 8:30～17:30

電話番号:017-752-1630

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

8. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前に打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族へ連絡いたします。

主治医	氏名		
	連絡先		電話番号
ご家族	氏名		
	連絡先		電話番号

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者のお住まいの市町村、ご家族等に連絡を行います。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

(当事業所は日新火災海上保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。)

10. サービス利用等の相談

サービスに対するご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用について、隨時ご相談に応じております。

相談窓口	長崎 舞
受付時間	月曜～土曜 8:30～17:30
電話番号	017-752-1630

同 意 書

以下のとおりご了解を御願いします。

●緊急時の対応について

【1】ヘルパーは基本的にご利用者様に対しての医療行為はできません。

【2】ご利用者様の容体等の急変に対しては、医師や看護師、ご家族様に対して
緊急連絡網やその方々の指示のもとでの緊急対応は、可能な限り取らせて頂きます。

●プライバシーの保護について

個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を第三者に漏らすことはありません。

ただし、以下の場合に個人情報を必要最小限の範囲内で使用することがあります。

・利用者にかかる居宅介護等計画を円滑に提供するために実施される担当者会議に

必要となる場合

・サービス提供困難時の他の居宅介護等事業者間の連絡

・他の障害福祉サービス事業者と連絡する場合

・利用者に病状の急変が生じた場合の医療機関等への連絡

令和 年 月 日

指定居宅介護等サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項並びに個人情報利用等に関する同意書についての説明を行いました。

事業者

所在地 青森市虹ヶ丘1丁目7番地12

名称 特定非営利活動法人みんなの架け橋

代表者 理事長 小笠原 多喜子

説明者 長崎 舞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項並びに個人情報利用者等に関する同意書についての説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者	住所	
	TEL	
	氏名	(印)

代理人	住所	
	TEL	
	氏名	(印)